

専門工事の入札参加条件の見直し

○専門工事の入札参加条件の見直し

実際に専門工事を施工するには、専門の職人・機材を抱え維持していく必要がある。県ではこういった専門工事業者の保護・育成のため、一式工事から専門工事を分離した発注に努めていますが、下請けが多く行われている実態が確認されました。そうしたことから、下請けを出す場合においても元請け業者が主体的にかかわらなければならない体制を強化するとともに、専門工事業者の受注が進むよう以下のとおりに入札参加条件の見直しを行います。

①主たる工種について自社施工しない場合には、元請の技術者に更なる管理能力を要求 (平成29年6月より施行)

・請負額4,000万円未満の工事 非専任の技術者



専任の国家資格者※

※ただし、主任技術者となり得る国家資格の種別が少なく、資格取得難易度が高い機械器具設置及び電気通信工事については専任の技術者を求める

・請負額4,000万円以上の工事 専任の技術者



監理技術者

(通常下請額4,500万円以上の工事に配置)

朱書部：建設業法施行令一部改正に伴い、令和5年1月から金額要件を引上げ（3500万円→4000万円）

※留意事項①

- ・主たる工種を自社施工しない場合で、主たる工種の施工時期が工事途中であったとしても、原則として全工事期間で、元請の主任技術者に更なる管理能力を求める。
- ・工事期間中に生じた理由により、主たる工種を自社施工できなくなった時に、当該発注者の承認を受けた場合には、工事途中で主たる工種の下請施工を認め、その時点から元請の技術者に更なる管理能力を求める。
- ・主たる工種については入札公告に具体的な工種を記載する。(②についても同様の工種)

②主たる工種についての下請け次数制限(1次まで)(平成29年6月より施行)

※留意事項②

- ・特段の理由があり、当該発注者の承認を受けた場合は、下請次数の制限を適用しない。

○専門工事の新規参入

専門工事では、工事の品質確保の観点から入札参加条件として元請けの施工実績を求めています。一方、小規模な専門工事については、新規参入促進の観点から施工実績を求めず、実績を持たない業者の入札参加を可能としてきました。しかしながら、今後は、小規模工事においても一定の品質を確保するとともに、実際に専門工事を直接施工する業者が参入しやすくなるように、以下のとおりに入札参加条件の見直しを行います。

③小規模な工事においても以下のいずれかの実績を有することを入札参加条件に求める。

- ・過去15年間の国、和歌山県又は施工実績認定基準のウ)若しくはエ)に定める法人発注の同種工事における元請としての施工実績
 - ・過去15年間の国、地方公共団体又は施工実績認定基準のウ)若しくはエ)に定める法人発注の同種工事における下請負人として自ら施工した施工実績又は和歌山県を除く地方公共団体発注の同種工事における元請として自ら施工した施工実績(併せて3件以上)
- (平成29年6月より施行)

問い合わせ先

県土整備部 県土整備政策局

技術調査課 企画調査班 073-441-3085